

役員報酬規程

昭和53年7月1日
(社)日本工作機械工業会

(目的)

第1条 この規定は、定款第16条の規定に基づき、本会の役員^のの報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 1. 会務の執行に常時あたる副会長及び専務理事（以下「役員」という。）には、報酬を支給する。

2. 報酬は、本俸及び期末手当とする。

(本俸)

第3条 役員の本俸月額^は、予算の範囲内で、会長がこれを定める。

(本俸の支給)

第4条 本俸は、毎月25日その月額を現金をもって本人に支給する。ただし、支給日が休日^ののときは、その前日に支給する。

第5条 1. 新たに役員となった者の就任した月の本俸は日割計算による。

2. 役員が退職^しまたは死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

第6条 期末手当は、予算の範囲内で、会長が定める額を毎年6月及び12月に支給する。

付 則

この規定は、昭和53年7月1日から施行する。